

令和6年度 大野市職員の倫理の確立及び保持に関する状況

職員の倫理保持について、市民の疑惑や不信を招くような行為を防止するため、令和3年7月に「大野市職員倫理規程」を改正しました。

「大野市職員倫理規程」第16条の規定に基づき、次のとおり令和6年度の大野市職員の倫理の確立及び保持に関する状況を公表します。

1. 各種届出等の状況

(1) 利害関係者との飲食に係る届出の状況

職員は、自己の費用を負担する場合は利害関係者と共に飲食をすることができませんが、自己の飲食に係る費用が1万円を超える場合は、あらかじめ倫理監督責任者に届け出ることとしています。

- ・届出の件数 0件

(2) 講演等に係る承認の状況

職員は、利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演等をする場合は、あらかじめ倫理監督責任者の承認を受けることとしています。

- ・申請のあった講演等の件数 0件

2. 職員倫理の確立及び保持に関して講じた施策

施策	実施日	対象者
新規採用職員研修	4月1日(1回)	新規採用職員 (9人受講)
管理職研修	4月23～24日(各日1回)	管理職 (40人受講)
リスク発生報告の迅速化について (通知)	8月1日	全職員
公務員倫理研修	8月5日(2回) 動画視聴による受講可	全職員 (536人受講)

職員の綱紀肅正と服務規律の確保について（通知）	1 2月4日	全職員
年度末におけるリスク管理の徹底について（通知）	1月30日	全職員
年度末及び年度初めにおける業務リスク管理の徹底について（通知）	3月14日	全職員